

# 川越市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年7月30日 午後2時
- 3 閉 会 平成30年7月30日 午後4時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、文化財保護課長田中敦子、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介、学校管理課副参事池田 靖、都市計画部都市景観課長大澤 健

## 8 前回会議録の承認

平成29年度第16回定例会会議録を承認した。なお、平成30年度第1回定例会、第2回定例会、第3回定例会及び第4回臨時会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第14号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第2議案第15号 平成31年度使用川越市立川越高等学校用教科書を採択することについて

参事兼学校管理課長

平成3年3月の文部省初等中等教育局「教科書採択事務取扱要領」により、採択権者が年度ごと、高等学校ごとに採択教科書を決定する。市町村立高等学校については、その市町村の教育委員会が採択権者である。川越市立川越高等学校についても川越市立高等学校通則第9条にその趣旨が規定されている。平成31年度使用の教科書については教科ごとの研究を経て校長により選定されたものであり、12教科、47科目、地図帳を含めた50種類である。教科書を新たに変更するものはな

い。学校における選定の基準については学科や生徒の実態、内容、分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさ等が考慮されている。

委員

県内他市の市立高等学校における教科書の採択状況について把握しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

県内他市の市立高等学校については把握していない。本市内の県立高等学校については、同じ教科書を採択している教科等は把握している。

委員

平成31年度の教科書については変更するものがないとのことであるが、同30年度に使用していて支障がないという理由からでよいのか確認したい。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

### 日程第3議案第16号 平成31年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについて

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについては、川越市立特別支援学校管理規則第6条第2項において、川越市立高等学校通則第9条の規定を準用することとなっている。学校教育法附則第9条の規定を受けて、平成31年度の新1年生16名に係る教科用図書の選定について川越市立特別支援学校校長から報告がなされたところである。同校では「ひとりだちする生徒」を教育目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ、最大限自己実現を図ることを目指し、教育課程を編成している。授業で使用するにあたり、生徒が興味を持てる質と量の教科用図書として、学校教科書調査研究委員会による研究を経て、最終的に同校校長が平成30年度に使用している3冊の教科用図書と新たに情報教育用図書1冊の、計4冊を選定したものである。なお、これらはいずれも学校教育法附則第9条の教科用図書である。

委員

今回新たに情報教育用図書が選定されているが、特別支援学校において情報端末を用いた授業はどの程度あるのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

各学年において1週間に1時間、情報の時間が位置付けられている。

委員

今回選定された情報教育用図書のパソコンソフトに取組む理由は「ひとりだち」を目指してのものか伺いたい。

参事兼教育センター所長

授業においては他のパソコンソフトも使用するが、いずれも卒業後に役立つものと考えている。

委員

3年間続けて、パソコンソフトを1人で使えるようになるのか確認したい。

参事兼教育センター所長

個人差があるとは聞いているが、生徒1人に1台の端末が整備されているため、3年間でパソコンソフトを使えるように指導しているところである。

委員

今回選定された情報教育用図書は全ての漢字にふりがながふってあるとのことであるが、全学年が使用するのに適しているのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

ユニバーサルデザインとなっていることから全ての漢字にふりがながふられており、説明もわかりやすい。個人差もあるため、全学年での使用に適していると考えられる。

委員

継続して使用する3冊の教科書については、実際に使用していて支障がないということによいか確認したい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

委員

これまでも情報の時間はあったと考えるが、習得が難しかったということか伺いたい。

参事兼教育センター所長

これまでの情報の時間は、特別支援学校の独自の資料に基づき授業を行っていたが、より、子どもたちが自ら学べるという視点から、今回の教科用図書の選定に至ったものである。

委員

今回選定された教科用図書は、よりわかりやすく、習得できるということによいか確認したい。

参事兼教育センター所長

説明がわかりやすいという点もあるが、子どもたちが自分たちのペースで進められるという利点もある。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第17号 市立川越高等学校教員の人事交流について

参事兼学校管理課長

市立高等学校の教員の人事異動については、本市の教員を退職した上で新たに埼玉県教育委員会によって採用される形をとっている。民法第625条の規定により、教員本人の同意、承諾を得ることが人事異動の前提となっているため、ここ数年は、市立高等学校の教員が埼玉県立高等学校の教員に異動した例はほとんどない状況である。

そのため、市立高等学校の教員の平均年齢は、54.7歳（埼玉県立高等学校は、46.4歳）、平均在籍年数は14.8年（埼玉県立高等学校は5.2年）となっており、この状況を改善するため、市立高等学校を有している、本市、さいたま市及び川口市の3市において、研修の形で人事交流を実施しようとするものである。地方自治法第252条の17の規定に基づき、市立高等学校教員の資質能力の向上を図るとともに教育研究の活性化に資することを目的としており、教員の服務等については、「人事交流協定書」（案）を策定し、その指針に沿って交流を図るものである。

なお、「人事交流協定書」締結前後に疑義が生じた場合、又は「人事交流協定書」に定めのない事項について対応が必要になった場合、3市の教育長が調整することについても併せて審議願いたい。

委員

この人事交流は、平成31年度から始められるのか確認したい。

参事兼学校管理課長

今年度中に、3市での協定がまとまれば実施は可能である。

委員

交流する人数は何人を想定しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

3市からの希望により調整を図ることとなるが、現在、市立川越高等学校で想定しているのは4名である。

委員

この4名はあくまでも資格対象者であって、希望者ではないということでしょうか確認したい。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

委員

希望者がいなかった場合を想定しているか伺いたい。

参事兼学校管理課長

本人の希望が優先されるが、研修対象者には積極的に働きかけたいと考えている。それでも希望者がいない場合、交流が成立しないということも想定している。

教育長

本市から希望者はいないが、2市から希望がある場合、またその逆の場合も想定しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

双方の希望が合致した状況での実施を原則としたいと考えている。協定上、派遣に係る費用は派遣元の負担とする予定であり、授業が組めなくなるなどの問題も出てくるため、欠員が生じることのないように実施していきたいと考えている。

委 員

本人の希望を聞くことは必須事項なのか確認したい。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

委 員

交流する教員について、どのような効果を期待して選出するのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

3市における交流の中で力をつけてもらい、それを自校に戻って発揮してもらいたいと考える。更にその教員については埼玉県立高等学校の教員との交流が図れるよう進めていきたいと考えている。

委 員

管理職から希望が出ることを想定しているか伺いたい。

参事兼学校管理課長

管理職以外の教諭を対象としているため、想定していない。

委 員

教務主任なども対象としてはどうかと考えるが、事務局の考えを伺いたい。

参事兼学校管理課長

校長、教頭は埼玉県立高等学校と人事交流が定期的に行われているが、教務主任等については交流が行われていないため、想定している年齢制限等の範囲内であれば対象としても差し支えないと考えている。

委 員

対象者の経験年数や年齢制限の根拠を伺いたい。

参事兼学校管理課長

他市との人事交流ということで、一定程度経験を積んでいる必要があると考えた。また、年齢については、他市での経験を経て、本市に戻り、更に埼玉県との人事交流を視野に入れ、設定したものである。

委 員

来年度以降、制度の改善が必要な場合は、実態に合わせて対応してもらいたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第18号 県費負担教職員の人事に関する内申について

(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 川越市立広谷小学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立広谷小学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額4,442万400円で有限会社小建代表取締役小池作二と契約を締結したものであり、工期は、平成30年6月26日から同年9月28日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

### (2) 川越市立野田中学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立野田中学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額4,905万6,840円で株式会社横田住建代表取締役久高健と契約を締結したものであり、工期は、平成30年7月3日から同年10月19日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

### (3) 川越市立高階西中学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立高階西中学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額4,937万7,600円で株式会社柿沼工務店代表取締役柿沼昭弘と契約を締結したものであり、工期は、平成30年7月3日から同年10月19日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造4階建の各階トイレ部分に建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

委員

今回3校の工事を実施するわけであるが、残りは何校あるのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

小学校は7校、中学校は6校である。

委員

今後も同様のペースで進めていくのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

残りの学校については、2から3年後には終わらせたいと考えている。

委員

一般競争入札とのことであるが、同じ業者が複数の工事を落札することはないの

か伺いたい。

教育総務部長

トイレ改修工事や空調設備整備工事など、同じ件名の工事が複数ある場合、取り  
抜け方式であり、1件落札したら他の工事は辞退することとなっている。

委員

全ての工事の工期が9月から10月にかけているため、くれぐれも児童生徒の  
安全に配慮して実施してもらいたい。

教育長

トイレ改修工事について、順序等、考え方について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

トイレ改修工事については排水の系統ごとに実施しており、先ほどの残りの校数  
は1系統も工事を実施していない学校の数である。トイレの改修工事については大  
規模改修工事に合わせて実施してきたところであるが、大規模改修工事の仕様につ  
いて見直しを行い、現在のところ、大規模改修工事は外壁と屋上防水に絞り込んで  
実施している。しかしながら、トイレについては重点的に改修工事を進めることと  
なったものである。

小学校は全部で102系統あり、平成29年度までに31系統、改修を終えてい  
る。中学校については全部で61系統あり、改修を終えているのは19系統である。  
古いところや、まだ1系統も実施していない学校から順番に工事を実施している  
ところである。

#### (4) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10 条第3項第4号の規則で定める者を定める規則を定めることについて

副部長兼教育財務課長

この規則は、川越市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部改正に伴い、制定したものである。規則を定める目的であるが、同条  
例第10条第3項第4号に規定する「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有  
する者」に、更新を受けなかったことにより教員免許状が失効した者や紛失等によ  
り教員免許状を所持していない者も含まれることを明らかにするためである。

規則の内容であるが、同条例第10条第3項第4号に規定する「教育職員免許法  
第4条に規定する免許状を有する者に準ずる者」として、所持する普通免許状、特  
別免許状又は臨時免許状の有効期間が満了して失効した者、更新講習受講対象者で、  
かつ、受講義務があるにもかかわらず、更新講習を修了せずに旧免許状の修了確認  
期限が過ぎてしまい失効となった者、都道府県の教育委員会から普通免許状、特別  
免許状又は臨時免許状を授与したことを証する書面の交付を受けた者としている。

「都道府県の教育委員会から普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を授与した  
ことを証する書面の交付を受けた者」については、免許状を破損、紛失などした場

合には、免許状の再交付ではなく、免許状を授与したことを証する書面の交付を受けることから、そのような者を対象とするために規定したものである。

なお、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に準ずる者」には、欠格条項該当、懲戒免職、分限免職等の理由により、免許状の失効又は取上げとなって3年を経過していない者は除外している。

施行日については、条例の施行日と同じ公布の日からとするものであり、平成30年6月29日から施行となっている。

委員

本市における放課後児童支援員は充足しているのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

定数、市独自の障害児保育加配も含め、202名の支援員が必要であるが、平成30年4月1日現在、支援員は178名である。

委員

支援員の不足を解消するための方策について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

広報等に募集記事を掲載したり、本市職員等に支援員募集のチラシを配布したり、周知を図っているところである。

委員

民間委託などの手段は取れないのか伺いたい。

教育総務部長

本市の学童保育室は公設公営としており、外部委託への移行は困難であると考えている。市町村によっては外部委託等で運営しているところもあるが、本市の場合、現在、待機児童はいないが、外部委託等への移行により、待機児童が出てくるなど懸念が残る。

委員

本市の児童数及び学童保育室利用児童数の、今後の推移について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

保護者の就労形態の変化等により、未就学児の待機児童数は増えているところである。

教育総務部長

平成29年度時点での予測では、児童数のピークは平成32年度である。しかしながら、学童保育室の利用児童数については変化が読めない部分がある。保護者の就労が進めば利用児童数は増加する。また、地域によっても差があるため、正確な予測は困難な状況である。

## (5) 市内中学生傷害事件に係る対応について

(非公開)

(6) 市内中学校元生徒らによる損害賠償請求に係る対応について

(非公開)

(7) 市立川越高等学校の大規模改修について

市立川越高等学校事務長

市立川越高等学校は平成4年から同9年にかけて建築され、築25年以上が経過している。そのため、校舎や体育館の外壁、屋上防水の劣化や、空調設備の不具合などが発生している状況を踏まえ、適切な維持保全に係る改修を行い、生徒が安全安心に学校生活を営むことと、行政財産としての資産の保全を目的に、計画的な改修を検討しようとするものである。

現在、関係各課と改修の対象施設、設備について、工事期間等を協議しているところであり、今年度中には、市立川越高等学校大規模改修工事計画を策定し、本校創立100周年を迎える平成38年度を目途に、計画的に改修を進めていきたいと考えている。

委員

これまでの修理の経過について伺いたい。

市立川越高等学校事務長

外壁などについては改修を行っていない。空調設備に関しては応急的な修繕を実施してきた。

委員

例えば、空調などは定期点検の際に、5年後、10年後を見越して、計画的に修繕等を実施できたのではないかと考える。大規模改修で予算執行が多額になることを避ける意味でも、施設、設備の定期的な点検や修繕は非常に重要であると考えます。

11 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第14号及び議案第18号については人事に関する情報であり、報告事項(5)及び報告事項(6)は個人に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第18号は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校管理課長、教育指導課長、教育総務課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (2) 議案第14号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて都市計画部長及び都市景観課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課長の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。
- (3) 議案第17号の説明補助者として、学校教育部学校管理課副参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。

- (4) 議案第18号については、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (5) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、黒田委員が指名された。
- (6) 次回教育委員会は、平成30年8月22日（水）午後2時開催に決定した。